

全国的な規模以上の技能競技大会成績優秀者表彰の概要

山口県職業能力開発促進法関係表彰要綱（昭和61年4月1日改正）に基づく表彰。

1 表彰時期及び場所

令和6年11月 山口市（予定）

2 表彰の方法

被表彰者に表彰状及び記念品を授与する。

3 被推薦者について

県内に住所を有する者又は県内の事業所に就業する者で、下記の全ての要件を充たす者の内から被推薦者を選考すること。

（技能グランプリ、技能五輪全国大会、全国障害者技能競技大会、若年者ものづくり競技大会、技能五輪国際大会、国際アビリンピックは別途表彰のため除く。）

(1) 上位入賞等、成績優秀者であると認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

(2) 当該全国的な規模以上の技能競技大会とは

- ・全国的な規模であること
- ・商業的宣伝意図又は営利を目的とせず、特定の宗教及び政党の利害に関与しないものであること

4 推薦手続について

被推薦者の就業先が所在する市町長（被推薦者が県外の事業所に就業している場合は、被推薦者が居住する市町長）を通じて推薦書類を提出すること。

【提出書類】

- | | |
|---|----|
| ア 推薦様式（要領第2条第8号該当） | 1部 |
| イ 推薦理由となった大会の開催要綱等関係資料 | 1部 |
| ウ 推薦理由となった大会の賞状のコピー1部
※A4版またはA4版に拡大・縮小したもの | 1部 |
| エ 顔写真
※名刺判（5cm×7.5cm）上半身、正面、脱帽で、最近（概ね6か月以内）
撮影したもの1葉を封筒に入れること。
※封筒と写真裏面に「氏名」を記入すること。 | 1葉 |
| オ 被推薦者本人の氏名と生年月日が確認できるもの
※被推薦者のもの A4版又はA4紙面に貼り付けたもの | 1部 |

(注) 1 全ての書類はA4版に統一すること。

2 審査のために提出を受けた一切の書類は返却しないので、返却を要する資料の提出は行わないこと。

5 その他

- (1) 提出書類に記載された個人情報、山口県知事表彰の審査及び表彰以外の目的には使用しない。ただし、被表彰者となった者の個人情報（氏名、年齢、職種、就業先、住所のある市町名、大会成績等）については、県のホームページ等に掲載するので、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ておくこと。
- (2) 被推薦者の推薦後に、被推薦者が禁固以上の刑に処せられ、若しくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合又は提出書類の記載内容に変更（死亡、病気、人事異動、転職、住所変更等）若しくは誤りがあった場合には、速やかに連絡すること。
- (3) 決定通知は、被推薦者の表彰が決定した場合のみ郵送で通知する。
- (4) 推薦書類の提出の流れ

